

平成 31(2019)年度介護支援専門員専門研修課程Ⅱ実施要領

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技能を習得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。

2 主催

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（栃木県指定研修実施機関）

3 研修期間及び実施場所

- (1) Aコース：日程 平成 31(2019)年 8月 22日(木)～ 9月 25日(水)のうち4日間
場所 コンセーレ（栃木県青年会館） 宇都宮市駒生1-1-6
- (2) Bコース：日程 平成 31(2019)年 10月 8日(火)～ 10月 30日(水)のうち4日間
場所 コンセーレ（栃木県青年会館） 宇都宮市駒生1-1-6
- (3) Cコース：日程 平成 31(2019)年 11月 7日(木)～ 12月 12日(木)のうち4日間
場所 とちぎ健康の森 宇都宮市駒生町3337-1

4 研修課程

研修時間 32時間

日程は、別紙 1『平成 31(2019)年度介護支援専門員専門研修課程Ⅱ日程表』参照

5 受講資格

介護支援専門員の登録が栃木県であり、現に介護支援専門員として実務に従事している者で、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者。（就業後の期間は、申込日時点での期間とする）

(注) 介護支援専門員証の有効期限が平成 32(2020)年 12月までの方は、更新研修としての受講となるので、「平成 31(2019)年度介護支援専門員更新研修（実務経験者）」の申し込みをすること。

※実務に従事した期間とは、事業所・施設から辞令により介護支援専門員として業務に携わってケアプラン作成を実施した期間とする。認定調査員としての実務経験は、該当しない。

※地域包括支援センターで予防プラン作成に従事している場合も、介護支援専門員の実務として換算できる。

6 定員

- (1) Aコース：200名
- (2) Bコース：200名
- (3) Cコース：100名

※定員は、介護支援専門員更新研修（実務経験者）と併せての人数。

7 申込手続

(1) 申込方法

下記書類を揃えて、申込期間内に郵送又は持参により提出すること。

(2) 申込期間

ア Aコース：平成 31(2019)年 7月 1日(月)～ 7月 10日(水) 必着

イ Bコース：平成 31(2019)年 8月 1日(木)～ 8月 9日(金) 必着

ウ Cコース：平成 31(2019)年 9月 9日(月)～ 9月 18日(水) 必着

※申込期間前に到着した分は、期間外に受付した取り扱いとする。

(3) 提出書類

- ①平成 31(2019)年度介護支援専門員専門研修課程Ⅱ受講申込書
- ②介護支援専門員証のコピー(①申込書の裏面に添付欄あり)
- ③過去に受講した介護支援専門員研修修了証明書のコピー

(4) 提出先

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 2 階
とちぎ健康福祉協会 事業部事業企画課 ケアマネ研修担当 宛

8 受講決定

介護支援専門員証の有効期限が平成 32(2020)年 12 月までの者は優先的に受講決定する。申し込みが定員を大幅に超える場合には、申込期間内においての申し込み順とする。書類確認後、受講決定を行い、受講決定通知を発送。

- (1) Aコース: 7月26日(金) 受講決定発送予定(不可の場合は7月19日(金)までに連絡)
- (2) Bコース: 8月28日(水) 受講決定発送予定(不可の場合は8月21日(水)までに連絡)
- (3) Cコース: 10月4日(金) 受講決定発送予定(不可の場合は9月27日(金)までに連絡)

9 受講料、その他の諸経費

全科目受講 27,000 円(内訳: 受講料 26,000 円 資料代 1,000 円)

科目受講 1 科目あたり 4,000 円(内訳: 受講料 3,900 円 資料代 100 円)

受講料の納入方法は、受講決定通知にて連絡。

10 研修修了者の認定方法

全課程を修了し、全ての研修記録シートを提出した者に修了証明書を交付。

※遅刻、欠席、途中退席した場合は、修了証明書は交付しない。

※事例、研修記録シートの提出がない場合、研修態度がふさわしくないと判断された場合は、修了証明書は交付しない。

11 事例の提出

研修受講者は、研修受講時に必ず事例を用意すること。(提出日は、受講決定時に通知)

詳細は、別紙 2 『介護支援専門員研修の事例の提出について』を参照のこと。

12 その他

- (1) コースは日程を確認の上、選択してお申し込みください。定員等の理由により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。
- (2) 原則、科目によってコースの変更はできません。やむを得ず受講日を変更する際には別途科目受講料が発生します。(1 科目 4,000 円)
- (3) 平成 30(2018)年度の専門研修課程Ⅱの受講者で、一部欠席により科目受講を希望する場合は、当該研修の受講票の原本を添付し申し込みください。なお、平成 30(2018)年度の修了科目は、平成 31(2019)年度まで有効です。
- (4) 介護支援専門員専門研修課程Ⅱは、介護支援専門員更新研修(実務経験者)と同一のカリキュラムのため、合同で実施されます。
- (5) 登録地が栃木県以外の方で受講を希望する場合は、受講申し込み前に、登録地の都道府県あて受講地変更の手続きを行ってください。
- (6) 身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前にご相談ください。
- (7) 研修に係る提出書類等により取得した個人情報については、適正に管理し、研修事務の目的以外に使用しません。なお、研修修了者の情報は、「栃木県介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき栃木県へ提出します。

13 問合せ先

とちぎ健康福祉協会 事業部事業企画課

電話 028-600-3180 (研修当日緊急連絡先 080-5670-7847)

問合せ時間 8:30~17:30 (土日祝日を除く)

URL <http://www.tochigi-kenkoufukushi.com/> (問合せフォームもご利用いただけます)



(重要)

有効期限が平成 32(2020)年 1 2 月までの方へ

有効期限が平成 32(2020)年 1 2 月までの方は、『更新研修』としての受講となります。

(1) 初回更新の方

(介護支援専門員証の有効期間中に、実務に従事している方又は従事していた経験を有する方)

- ①これまで介護支援専門員証の更新をしたことがない方
- ②前回の介護支援専門員証の更新の際、実務未経験者の更新研修を受講した方
- ③今の介護支援専門員証の交付を受ける際、再研修を受講した方

⇒更新を行うには専門研修ⅠとⅡを修了する必要があります

有効期間中での専門研修Ⅰの受講状況

- ア. 受講していない ⇒ この申し込みと併せて、専門Ⅰの申込書を送付してください。
- イ. 受講して修了した ⇒ 専門Ⅰの修了証の写しを添付してください。

(2) 2回目以降の更新の方

(介護支援専門員証の有効期間中に、実務に従事している方又は従事していた経験を有する方)

- ①前回の介護支援専門員証の更新の際、専門研修課程Ⅰ及びⅡの課程を修了した者
- ②前回の介護支援専門員証の更新の際、実務経験者の更新研修(Ⅰ及びⅡ)を修了した者
- ③前回の介護支援専門員証の更新の際、専門研修課程Ⅱ(2回目以降)を修了した者
- ④前回の介護支援専門員証の更新の際、実務経験者の更新研修(2回目以降)を修了した者

⇒更新を行うには専門研修Ⅱを修了する必要があります

(3) 主任介護支援専門員研修を修了している方

平成 28(2016)年度から主任介護支援専門員の更新制度が創設されました。主任介護支援専門員更新研修(以下、「主任更新研修」という。)を修了することで、従来の更新研修を修了しなくても本体の介護支援専門員証の更新手続きができるようになりましたが、主任更新研修の受講には、一定の受講要件が必要です。受講要件の詳細については、主任更新研修の実施要領(8月に案内予定)をご確認ください。また、受講要件に該当しない場合は、実務経験者の更新研修を受講してください。

研修を修了しただけでは、介護支援専門員証は更新されません。別途、更新の手続きが必要です。更新手続きの詳細は、栃木県高齢対策課介護保険班(Tel.028-623-3149)にお問い合わせください。